

時事新報定價
 時事新報 一年三百六十五日 一月休刊七次 共代價銀
 送料廣告料ハ左ノ如ク
 一、一月前金五十錢 〇三箇月前金一圓五十錢 〇六箇月前金三圓
 〇一年前金六圓
 〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇
 月ニ十六錢ノ送送料ヲ申セテ

時事新報廣告料前金
 五箇活字ニテ 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行廿四活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行三十活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行三十二活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行三十四活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行三十六活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行三十八活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行四十活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行四十二活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行四十四活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行四十六活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行四十八活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限
 一行五十活字 一行二付 一日限 一行二付 一日限

時事新報

政權と貴族(前々號の續)
 前々號に述べたる如く權力均一の運動の先づ私権の部に於てして私権漸く一様を得たるの後、公権等々平等に至るの趣の英佛諸國の例に就て之を見るも容易なり。我々の國の既往に照すに其理倍々判然たる可し即ち王政維新の前までは各藩四方に雄據し大名侯伯武士階級より百姓町人に至るまで人爵階級の別、幾層級を重ねて權力の不同最も甚しく、下級の人民は獨り公権に與り得ざるのみならず私權すらも之を全うする能はずして時とて奇禍に罹るよとあるも其曲を伸ばすに道を得ざるが如きは殆んど財産生命の安心なかり去者なり。然るに維新の一舉に及んで悉く此不同を矯め俄に西洋文明の法律政治を採用して社會舊來の制度慣行を其根底より一掃し國民一般の私權をして平等に歸せしめたる其變化の迅速なるは實に驚くの外なし。隨て人の公權も亦次第に均一に起り得て昨は一言も國法に喩を容るゝ能はざる人民が今は政口にして彈らざるに止らず既に府縣の經濟に關しては議政の權を有し或は二十三年には國會も開けて國の法律財政に參議す可しとの事なれば是等の事情を以て西洋諸國に於ける權力均一の運動を較ぶるときは我進歩は實に非常なるものにして斯る短日月の間に公権の平等此の如くなるを得たるは佛國革命の外に其例を見ざる所なる可し千八百七十一年日耳曼帝國の建立も其貴族公権の不同を制したるの功は我明治四年廢藩置縣の成績に及ばざるものあるが如し日耳曼は於ては侯伯貴族今に尙る地方に據て歸々不同の公權を弄ぶに相反し我諸侯は藩籍奉還の其以來全く政治の線と離れ單に華族たる人爵の榮に浴するのみにして他は特に公権の出さざるも非ず或は舊藩主藩士の間には尙ほ主従の禮の廢せざる所もあらざらんれ共今日佛國などとして舊主家の恢復を圖り身命を抛て先主君の爲めを報効せんとする諸家の臣民に較べては日本の華士族舊君臣の關係は唯道徳上の情誼感覺たるに止まり一切政治上には累を爲さざるものと云ふ可し政府に於て近頃大名華族に舊藩地の歸住を許しざるの事如き、若し華族をして政治上に權力ある昔日の如くならしめば之が爲め國の統一を妨げ恐る可きの結果あるとならんかれども其邊の掛念は總て無用にして既に我輩記者の所見に大名華族の舊藩地歸住と利なりとして毎度切論しざるも實は日本に於て貴族公権の不同は今日既に其跡を收めざるを知るが故なり。此點に於ては今の日本は日耳曼の右に出るのみならず更ら美國に對しても大に誇るに足る可し何となれば美國の貴族が入ては代々上院に國事を議し出でし地方に勢力を振ふるの例は公権均一の運動未だ日本の如く

進まざるを證するに足る者なればあり。又此の如く滑かゝ行はれたるは西洋諸國に多く其例を見ざる所にして更ら明治二十三年には備々國會も開け人民議政の權を獲るに就ては將來の事は姑く言はず先づ爰に國會ありとすれば其組織は上下の兩院に分れ二局議院併せて國の法律を議するまじならん或は論者中又は日本の國會の一院なることを望む人もあらんか否れども理論は兎も角も凡そ立憲君政の國に在りては兩院を以て國を治むると今日普通の制度として民主共和の國と雖も純然たる一院を以て立法の府と爲すは我輩の知らざる所なれば我國當路者の考も同く世界普通の式に則り兩院組織の法を立つるまじ在ることからん斯くて日本の國會は兩院制度ありとして一方の上院は如何なる人にて組織せしむや未だ知る可しと雖も世人の説く所又從へば日本の上院の例へば英國の如く貴族院の組織と爲すの計畫にして近來新華族の其數を増したるも一は既往の功勞に酬ふるが爲めと云へ國會の開股後知識經歷の人を上院に交へて下院の權衡を取らしむるの考案なりとも云へり即ち今の舊華族は大名たり公卿たりに論なく概して人事の實に通せざる者多ければ獨り此原素のみにて貴族院を組織す可らざるは無論なるが故に之に加ふる新華族を以てして以て下院と對して重きを爲んどの意なる可けれども此一段に至ては我輩又於て少しく異見なきを得ず東西國を殊にすれば事情の殊なるものあり若し之を輕々に看過し我華族をして上院を組織せしめ而かも其出席權は人爵の榮譽と與へ代々私家に傳はると尙ほ英國の如くなるを立憲君政の本領なりと信する人もあらば我輩の斷じて其説の誤れるを辨せんとする者なり蓋し日本の華族は彼の日耳曼の貴族が地方の侯伯たるを以て聯邦院に議席を占め英國は貴族が殘餘の政權を失はずして代々上院に出席する等の事例とは全く相反反對なれば上院組織の方法に至りても世襲貴族たるが故にと併て公権をも世襲にするが如き不同不公の跡なからんこと我輩の切に希望する所なり (未完)

官報

○内務省令第四號 一昨十九日の本欄にある内務省令第四號第三條中府縣知事の下、區長の二字、府縣の下、區の一字は孰れも行ありと昨日の官報に是正せり

○大藏省告示第六號 七分利付金庫公債元金一金一十萬圓 七分利付金庫公債元金右金額本年九月中償還ス

但抽籤ノ都合ニヨリ償還金額ニ多少ノ増減アルヘレ
 明治廿一年八月二十日 大藏大臣伯爵松方正義

○敍任及辭令
 農商務大臣秘書官正六位勳六等 柳谷謙太郎
 任農商務書記官
 農商務書記官正六位勳六等 柳谷謙太郎
 敍任官二等(以上八月十八日)
 北海道廳技師候補補 神保 小虎
 年俸九百圓下賜(以上八月十八日內閣)

○軍艦發着 滿珠丸は去る十六日館山沖へ投錨翌十七日伊豆へ向ひ同所發着高千穂、浪速、扶桑、筑紫、海門、武藏の六艦は去る十六日芝罘へ投錨せり(海軍省)

○東京府下小貨幣流通景況 東京府下於ては一昨十九年勅令第五十號を以て十圓紙幣の通用禁止せられたるに付昨年七月以降及本年一月より三月迄府下小貨幣流通の景況を調査し時々本欄に掲載ありしが今又四月より六月まで市中流通の景況を敍れば左の如し(東京府)

銀銅貨 四月中補助貨幣流通ノ割合ハ前月以來益々増加シ昨年極メテ缺乏ナリシ十錢二十錢銀銅貨ノ如キモ流通上差支ナキノモナラス時トシテハ却リテ其多キニ苦レムノ情態アリ故ニ交換打歩モ隨テ減却シ買方打歩ニ買方二十錢位ナリト云フ之ニ引換ヘ頃日來新銅貨ハ大ニ減少シ來セリ蓋シ舊銅貨及製茶ノ季節ニ際スルヲ以テ右生産力方ニテ其履價ノ什拂ニ充ツヘキモノハ重ニ銅貨ヲ以テスル方便利ナリト聞知レ多少是等ノ地方ニ向ヒテ輸送セシメタメニハアラサルカ紙幣ト銅貨交換ノ打歩ハ買方百圓ニ付キ二十六錢賣方百圓ニ付キ四十錢ノ景況ナリ

一 補助銀貨流通ノ 厘 一、八七二 即チ紙幣千圓ニ付キ補助銀一圓八十七錢二厘ノ割合

一 銅貨流通ノ 厘 一、〇四〇 即チ紙幣千圓ニ付キ銅貨一圓四厘ノ割合

一 多寡 〇、二〇四 十錢四厘ノ割合

銀銅貨 五月中補助銀貨ノ紙幣ニ對スル割合ハ前月ヨリ聊カ減少セシメテ雖モ更ニ差支ナキノモナラス其流通至極圓滑ニシテ若シ多分ノ需用アラハ百圓ニ付キ十錢以內些少ノ打歩ニテ隨意ニ之ヲ購入スルコトヲ得ヘシ銅貨ハ前月ヨリ少ク増加シタリト雖モ其打歩ハ敢テ異ナルコトナシ紙幣ト銅貨交換ノ打歩ハ買方百圓ニ付キ三十六錢賣方四十錢ノ景況ナリ

一 補助銀貨流通ノ 厘 一、〇三〇 即チ紙幣千圓ニ付キ補助銀一圓三錢ノ割合

一 銅貨流通ノ 厘 一、〇三〇 即チ紙幣千圓ニ付キ銅貨一圓三錢ノ割合

一 多寡 〇、五五八 十五錢八厘ノ割合

銀銅貨 六月中補助銀貨ノ紙幣ニ對スル割合ハ前月ニ比シテ少ク増加シ銅貨流通ノ割合ハ大同小異ニシテ市中取引上ニハ何等ノ差支アルコト聞カス故ニ其打歩モ亦依然トシテ別ニ變動ナシ紙幣ト銅貨交換打歩ハ買方百圓ニ付キ三十六錢賣方四十錢ノ景況ナリ

一 補助銀貨流通ノ 厘 一、七五六 即チ紙幣千圓ニ付キ補助銀一圓七十五錢ノ割合

一 銅貨流通ノ 厘 一、七五六 即チ紙幣千圓ニ付キ銅貨一圓七十五錢ノ割合

一 多寡 〇、五九三 五十六錢九厘ノ割合

○皇族の漫遊 露國皇族アレキサンドル、ニコロウキナ殿下は侍從海軍士官一名醫官一名を隨へ本月三日當地に來着せられ即日各國領事及書記生に謁を許され頗る懇切の御談話ありたり又同夜は在留の露人一同より殿下を打拂たり同日六日露國領事午餐の饗應あり同夕英國領事より殿下を招請し就ち各國人々を案内せり而して殿下は同夜定期船安慶號に搭せ隨員と共に南京に向ひ振籠せられたり聞か所に據れば殿下は南京に一兩日御滞在の後上海、北京、天津、仁川等の漫遊を下り我日本國橫濱へ寄航せられ夫より浦潮港を経て歸國あらせらるゝ等なりと本月七日附を以て在漢口領事館より通報ありたり(外務省)

○桑港の檢査 米國桑港衛生會議は去月二十三日香港より以て天然痘流行地と認定し以來同港より來る船舶は其船中該患者のあらざる時は三日間若し患者あるは於ては右會議より上陸を達する迄は旅客荷物とも一切陸揚と許さざるものと議決せり同日三十一日附を以て在港本邦領事館より通報ありたり(外務省)

雜報

○商品見本陳列所 東京商工會の幹事と貿易協會は幹事と一協同を重ね各々其會に關係なくして商品見本陳列所の設立を計り規約願書の案も成りたる上にて其筋又打合せたるところ支那省より神田一ツ橋外なる高等商業學校の構内に在る舊博物院を無料にて貸渡し又外務省より金千三百圓農商務省より金千圓合せて二千三百圓に當るだけの見本商品を購入して陳列せしむべしとの事なりしに當時發企諸氏の中には多少議論の末に寧ろ二千三百圓の補助を與へらるゝものありしに之の事に正金よ受取りたるうへ此道に當る工商社會の見込に隨ひ年々隨時に見本を説へたし左る以上には神田一ツ橋外とありては少しく僻處にして普く諸人の縦覽に便なる場所に非ざれば先づ最初手始めに設立開場の都合に及ぶべしとて曾て此事を其筋へ申出

汽船 豐瑞丸
 大坂行 八月廿三日貨物積切
 東京日本橋區新木町 吉
 横濱北仲通三丁目 吉

伴善太郎儀病氣ノ處養生不相叶遂ニ昨十九日京都ニ於テ死去致候此段生前辱知諸君ニ廣告候也

社員派遣廣告
 目下世上の問題たる高嶺炭坑の一件に就ては種々の説ありて孰れを眞、孰れを偽と定め難きものあり依て本

海軍